

小田原市水洗便所改造資金貸付条例及び同条例施行規則の廃止並びに

小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん規則の制定

1 背景

小田原市では、公共下水道の利用を促進するため、便所の水洗化（下水道接続）に要する改造資金の貸付制度があります。これまでは市が直接資金を貸し、返還金を収納していましたが、事務改善の観点から、金融機関への融資あっせん和金融機関への利子補給による貸付けに移行しようとするものです。

2 内容

金融機関への融資あっせん及び利子補給による貸付けとするため、現在の小田原市水洗便所改造資金貸付条例及び同条例施行規則を廃止し、新たに小田原市水洗便所改造等資金融資あっせん規則を制定します。

これにより、貸付方法が市の直接貸付から、金融機関の融資に変更されますが、手続についてはこれまでと同じ市の担当課で行います。また、無利子で借入れができる点についても変更はありません。

内容	新制度	現在の制度
対象者	水洗化（既存の建物を下水道接続に切り替える）工事を行う方	水洗化（既存の建物を下水道接続に切り替える）工事を行う方
資格要件	<ul style="list-style-type: none">・市内在住・市税、下水道事業受益者負担金及び公共下水道使用料を滞納していない・償還能力がある・連帯保証人を1人立てられる	<ul style="list-style-type: none">・処理区域内の建築物の所有者又は占有者・市税を滞納していない・償還能力がある・連帯保証人を1人立てられる
連帯保証人の資格要件	<ul style="list-style-type: none">・保証能力がある・未成年でない・市内在住で独立生計・市税、下水道事業受益者負担金及び公共下水道使用料を滞納していない	<ul style="list-style-type: none">・保証能力がある・未成年でない・市内在住で独立生計
資格審査	市及び金融機関	市
融資金額	<ul style="list-style-type: none">・くみ取り便所の便槽1箇所又はし尿浄化槽1基につき5万円以上40万円以内（1工事につき200万円以内）・共同使用のし尿浄化槽等は100万円以内	40万円×大便器の数を超えない範囲内（上限400万円）
借入契約	借受人と金融機関で締結	市の決定に基づき、借受人が借用証書提出
利子	借受人に代わって市が負担	付さない
償還方法	<ul style="list-style-type: none">・36月（100万円超の場合は24月）以内の元金均等償還・口座振替による償還（金融機関が収納）	<ul style="list-style-type: none">・36月の均等償還・口座振替又は納付書による納付（市が収納）

3 施行予定日

平成30年4月1日